

対警察裁判のふしぎ

警察の不正に対峙できない裁判官

主催：明るい警察を実現する全国ネットワーク
問合せ先：03(3353)3399（さくら通り法律事務所）

警察官の違法な活動が止まらない。

被害を受けた人はやっとの思いで裁判を起し、裁判所に公正な裁きを期待する。実際に裁判を起し、警察に勝った手応えを実感できることがある。それでも、判決は原告のボロ負け。なぜだ。裁判官が警察官の違法な活動を野放しにし、警察官の質をさらに下げる。

日時：2019年1月19日（土）午後1時30分～4時30分

【開場】午後1時15分

場所：主婦会館フラザエフ3階・コスモス

（東京都千代田区六番町15）

※JR四ツ谷駅・麴町口前

【交通】JR四ツ谷駅徒歩1分、地下鉄丸の内線・四ツ谷駅徒歩3分
地下鉄南北線・四ツ谷駅徒歩3分



参加費：1000円（資料代）

- 内容：① 報告：私戦予備陰謀被疑事件（警視庁公安部外事三課）
② 報告：公安警察による個人情報収集事件（岐阜県警＝警察庁）
③ 報告：違法職務質問事件（警視庁）
④ パネルディスカッション：対秋田県警国賠訴訟の一審判決といま
目撃者の目撃事実を認定しようとしぬ裁判官

「秋田県警だから仕方ない」（判決）でいいのか？！

原田宏二氏（元北海道警警察官）・近江直人氏（原告代理人）

津谷良子氏（原告）